

ごみ分別パンフレット



平成18年4月から資源ごみの分別品目が追加されました。資源を大切に正しい分別をしましょう！
 すべてのごみは収集日の朝8時までに決められた場所に出してください！

区分・収集日		主な種類	出し方の注意事項
燃やせるごみ 週2回 毎週 〇・〇 曜日			<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ等は水切りをして透明か半透明の袋に入れる。 食用油は新聞紙等に吸わせるか、固材材で固めて透明か半透明の袋に入れる。 紙おむつは汚物を取り除き透明か半透明の袋に入れる。 木くず、剪定くずは透明か半透明の袋に入れるが、ひもで縛って50cm程度にする。 プラスチック製容器包装以外のプラスチック類は燃やせるごみに出す。
月2回第〇曜日	プラスチック製容器包装		<ul style="list-style-type: none"> マーク表示がついているものが対象になります。 汚れが取れないものは、マーク表示があっても「燃やせるごみ」で。 汚れているものは再資源化できないので、中身を使いきり、水洗い、又は汚れをふき取り乾燥させて透明か半透明の袋に入れる。 おもちゃ等のプラスチック製品は燃やせるごみに出す。
	飲料用ペットボトル 牛乳パック 古着類		<ul style="list-style-type: none"> しょう油、ソース、食用油、非食品などのペットボトルは対象外です。(燃やせるごみへ) ペットボトルはラベル、キャップを取り水洗いをし軽くふみつぶして透明か半透明の袋に入れる。 古着は透明か半透明の袋に入れ、雨天の際は必ず雨にぬれないようにして出す。 牛乳パックは水洗いして開いて束ね、ひもで十字に縛る。
水曜日	新聞 雑誌類 ダンボール		<ul style="list-style-type: none"> 新聞紙は透明か半透明の袋に入れている場合は、袋ごとひもで十字に縛る。 折り込み広告は新聞と一緒に出す。 新聞紙に雑誌やカタログ類は混ぜない。 本、カタログ、冊子、辞典、雑誌などは必ずひもで十字に縛り雑誌類として出す。 ダンボールのガムテープ、セロテープ、ホッチキスの針などはすべて取ってひも等で縛って出す。
	飲料カン 飲食用びん		<ul style="list-style-type: none"> カンとびんは同じ袋に入れて出す。 カンは飲料用スチールカン・アルミカンのみで、中味を出し切って洗って透明か半透明の袋に入れる。 空きびんは必ずふたを取り、中味を出し切って洗って透明か半透明の袋で出す。割れた空きびん、油のびん、飲食用以外のびんは燃やせないごみに出す。
金曜日	燃やせないごみ		<ul style="list-style-type: none"> 飲料用以外のカンは燃やせないごみに出す。 リサイクル出来ないびんとガラス製品やせともの類の破片、包丁など危険なものは紙や布などに包み「ケン」と表示して透明か半透明の袋に入れる。 乾電池が入っているものは取りはずし、有害ごみへ。 スプレーカンやカセットボンベは使い切り、必ず穴をあけて透明か半透明の袋に入れる。
土曜日	発泡スチロール		<ul style="list-style-type: none"> 家電の梱包スチロールは小さくくさき、食品用トレイは洗って乾燥させて透明か半透明の袋に入れる。 発泡スチロールにもマークが付いていますが、プラスチック製容器包装(月曜日)とは別に出してください。

粗大ごみ・有害ごみの収集 3月・5月・8月・10月・12月の年5回
 収集日：第1回目の燃やせないごみの日に収集します。

すべてのごみ(新聞・雑誌類・ダンボール・牛乳パック・粗大を除く)は透明か半透明の袋で出してください。
 前日および夜間のごみ出しは地域の美化・防災・防犯上しないでください。

- ◎粗大ごみ対象物 袋に入らないものや重量があり袋が耐え切れないもの。
 区分がわからない場合は、「家庭ごみ分別の手引き」を参考にしてください。
- ◎有害ごみ対象物 水銀などの有害物を含むもの。透明袋か半透明袋に入れ「有害ごみ」と表示する。
 蛍光管、体温計、鏡、乾電池など。蛍光管は紙袋から出し、複数あるときはひもで縛る。
 充電式乾電池は、リサイクル協力店のリサイクルボックスへ出す。

校区区分別ごみの収集日(収集日を間違えないように!!)



校区	区分	燃やせるごみ	燃やせないごみ・資源ごみ
丹波市	月・木曜日	川原城町、丹波市町、守目堂町、田町、 勾田町(あしびヶ丘を除く)、御経野町、杣之内町、 杣之内住宅 あしびヶ丘)	第1・3週
山の辺	月・木曜日	内馬場町、布留町、豊井町、三島町、豊田町、 田部町(北大路線より南)、杣之内町木堂、滝本町	第1・3週
前栽	月・木曜日	田井庄町(田・樺本線より東)、 指柳町(北大路線より南、田・樺本線より東)	第1・3週: 田井庄町(田・樺本線より東) 第2・4週: 前栽町、杉本町、平等坊町、小路町、中町、南六条町、 喜殿町、上総町、小田中町、指柳町、 田井庄町(田・樺本線より西)、富堂町、 岩室町
井戸堂	火・金曜日		第1・3週: 九条町、備前町、吉田町 第2・4週: 西井戸堂町、東井戸堂町、合場町、小島町
二階堂	火・金曜日	庵治町(嘉幡町の一部含む)、二階堂上ノ庄町、 二階堂北菅田町、二階堂南菅田町、荒蒔町、稲葉町	第2・4週
朝和	火・金曜日		第1・3週: 佐保庄町、三味田町、福知堂町、永原町、長柄町、西長柄町、 兵庫町(東境界部を除く)、新泉町、中山町、 成願寺町(国道沿い)、萱生町、竹之内町、乙木町、園原町 第2・4週: 兵庫町(東境界部)、岸田町、成願寺町(国道沿いを除く)
柳本	火・金曜日		第1・3週: 柳本町(大海)、檢垣町、遠田町、海知町、武蔵町 第2・4週: 柳本町(大海を除く)、渋谷町
樺本	水・土曜日		第1・3週: 樺本町(国道より西)、森本町、中之庄町 第2・4週: 樺本町(国道より東)、椿町、蔵之庄町、和爾町
福住	水・土曜日		第1・3週

※同じ町内でも、幹線道路沿い等の一部で収集日が異なる場合がありますからご近所で確認してください。
 透明か半透明の袋で出してください。黒色・青色等の袋を使用された場合は回収しませんので注意してください。

市が収集出来ないごみ	対象品等	処理方法
家電リサイクル法対象品等	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機 パソコン本体、ディスプレイ(一体型を含む)	購入した、または、購入予定(買い替え等)の販売店へ依頼してください。 メーカーへ直接依頼・問い合わせしてください。
一時多量ごみ	越越し、大掃除等で出されるごみ、庭木の剪定ごみ	ご自身で環境クリーンセンターに持ち込むか、処理業者に依頼してください。
事業系ごみ	会社、食堂、商店、旅館などの事業所から出るごみ	ご自身で環境クリーンセンターに持ち込むか、処理業者に依頼してください。
危険なもの 処理できないもの	プロパンガスなどのボンベ等、廃油(ガソリン、軽油、灯油、 塗料、その他揮発性油脂類)、薬品等(劇薬、農薬など)、 消火器、ドラム缶、アスベスト使用製品	販売店などに相談してください。
産業廃棄物	工場などの事業活動に伴う産業廃棄物	産業廃棄物の処理業者へ依頼してください。
建築廃材	家屋の新築・増築、各種工事に伴う建築・土木廃材	請負業者へ相談してください。
感染性医療廃棄物	医療関係機関から出る感染性廃棄物	特別管理産業廃棄物収集運搬業者に依頼してください。
その他	農機具、農業、農業用温室ビニール・マルチ・パイプ等、 コンクリート(物干し台も含む)、ブロック、瓦、煉瓦、 砂・石類、スレート、車両用部品(リッター、タイヤ等)、 単車(50cc以上)、モートル、ボンベ、塩ビ管、設備機械類、 長尺パイプ、金床等の金属類、電気温水器、ピアノ	処理業者か販売店などに依頼してください。

ごみの減量・リサイクルに一層のご協力を! 一助成金制度等の活用

集団資源回収助成金	子ども会・PTA等で、新聞紙、雑誌、ダンボール、古布を自主的に回収し、ごみの減量化・リサイクルにご協力いただいた団体へ助成金を交付しています。
生ごみ処理器補助金	家庭で出る生ごみの自家処理を促進し、減量と堆肥化を図ることを目的として、電動式生ごみ処理器を購入及び設置された世帯に対し補助金を交付しています。

※スーパー、酒店等で実施されている資源回収も積極的にご利用ください。

ごみの持込について

直接、環境クリーンセンターに持ち込まれる場合は、次の区分のとおり処理手数料が必要です。	
一般家庭のごみ	100kgまでは無料で、100kgを超える分は10kgにつき80円(例:120kgでは160円になります)
事業所のごみ	10kgにつき160円(例:100kgでは1,600円になります) ※処理できない物は持ち帰っていただきます。
小動物(犬・猫等)	1頭(匹)につき1,000円 ※箱・袋等に入れてください。廃棄物として処理しますので、ご了承ください。
受付時間	平日は、午前9時30分~12時まで、午後1時~午後4時まで 土曜日は、午前8時30分~午前11時30分まで 日曜日・祝祭日は、持込はできません。

ごみ処理のお問い合わせは

※天理市環境クリーンセンターへ※

一般ごみ・ぬくもり収集についてのお問い合わせ	Tel 0743-64-3911
ファックスを使用されてのお問い合わせ	Fax 0743-64-4321

環境クリーンセンター案内図

